

# 「居住者名簿」の提出について

ホ号棟では、管理組合設立時に「多摩川住宅ホ号棟居住者の共同生活に関する協定」第7条に基づき区分所有者と居住者全員に「居住者名簿」を提出していただきました。

これは、災害時や緊急時に居住者の安否の確認などに使用するため、提出が義務づけられています。

しかし、管理組合設立から6年が過ぎ、居住者にもかなりの移動がありました。子どもが独立して家を出たり、亡くなられたり、また赤ちゃん誕生などで家族が増えたり様々な事情で変わってきています。

届出があったものについてはそのつど、こちらで訂正、追加などをしていますが、必ず届け出てくれる訳ではなく、正確な区分所有者、居住者を把握するため、新たに「居住者名簿」を提出していただくことになりました。

「居住者名簿」は、この約6年間では火災があった時、消防署の要請で居住者の安否確認のために1度、ホ号棟の年齢構成把握のため担当理事が1度、あとは緊急時に何度か使用した以外は金庫に厳重に保管されています。

前回は共有名義の場合は代表の方の名前を記入していただいたのですが、今回は建替えのことも視野に入れ、登記簿に記載されている方の氏名をそのまま書いていただきます。

また、同居されている方は家族以外の方もすべて記入してください。詳細は全戸に配布しますが、期限内の提出にぜひご協力ください。

